

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-補-E-01-0100-5_改1
提出年月日	2022年8月25日

補足-100-5 技術基準規則と設計及び工事計画変更認可申請書の

添付書類との紐付き表

本資料は、令和4年6月30日付け東北電原技第2号をもって申請した設計及び工事計画変更認可申請について、技術基準規則に規定される各条文の要求事項と添付書類との関連性と、その適合性の説明に必要な添付書類を「技術基準規則と設計及び工事計画変更認可申請書の添付書類との紐付き表」として整理したものである。

# 技術基準規則と設計及び工事計画変更認可申請書<sup>※1</sup>の添付書類との紐付き表 (DB)

※1: 令和4年6月30日付け東北電原技第2号

技術基準規則の要項本文	申請対象設備	適合性確認の要否	技術基準規則の要項本文	申請対象設備	適合性確認の要否
第4条 設計基準対象施設の地盤	×	○	第4条 設計基準対象施設の地盤	×	○
第5条 地震による損傷の防止	×	○	第5条 地震による損傷の防止	×	○
第6条 津波による損傷の防止	×	○	第6条 津波による損傷の防止	×	○
第7条 外部からの衝撃による損傷の防止	×	○	第7条 外部からの衝撃による損傷の防止	×	○
第8条 立ち入りの防止	×	○	第8条 立ち入りの防止	×	○
第9条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	×	○	第9条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	×	○
第10条 急傾斜地の崩壊の防止	×	○	第10条 急傾斜地の崩壊の防止	×	○
第11条 火災による損傷の防止	×	○	第11条 火災による損傷の防止	×	○
第12条 発電用原子炉施設内における漏水等による損傷の防止	×	○	第12条 発電用原子炉施設内における漏水等による損傷の防止	×	○
第13条 安全避難通路等	×	○	第13条 安全避難通路等	×	○
第14条 安全設備	×	○	第14条 安全設備	×	○
第15条 設計基準対象施設の構造	×	○	第15条 設計基準対象施設の構造	×	○
第16条 全交流動力電源喪失対策設備	×	○	第16条 全交流動力電源喪失対策設備	×	○
第17条 材料及び構造	×	○	第17条 材料及び構造	×	○
第18条 使用中の亀裂等による損傷の防止	×	○	第18条 使用中の亀裂等による損傷の防止	×	○
第19条 液体漏洩等による損傷防止	×	○	第19条 液体漏洩等による損傷防止	×	○
第20条 安全弁等	×	○	第20条 安全弁等	×	○
第21条 耐圧試験等	×	○	第21条 耐圧試験等	×	○
第22条 監視試験片	×	○	第22条 監視試験片	×	○
第23条 圧入等	×	○	第23条 圧入等	×	○
第24条 熱遮断材	×	○	第24条 熱遮断材	×	○
第25条 一次冷却材	×	○	第25条 一次冷却材	×	○
第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×	○	第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×	○
第27条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	○	第27条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	○
第28条 原子炉冷却材圧力バウンダリの漏洩装置等	×	○	第28条 原子炉冷却材圧力バウンダリの漏洩装置等	×	○
第29条 一次冷却材処理装置	×	○	第29条 一次冷却材処理装置	×	○
第30条 止止め弁	×	○	第30条 止止め弁	×	○
第31条 高気タービン	×	○	第31条 高気タービン	×	○
第32条 非常用が心冷却設備	×	○	第32条 非常用が心冷却設備	×	○
第33条 検査設備等	×	○	第33条 検査設備等	×	○
第34条 計測装置	×	○	第34条 計測装置	×	○
第35条 安全保護装置	×	○	第35条 安全保護装置	×	○
第36条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	○	第36条 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	○
第37条 制御杆駆動装置	×	○	第37条 制御杆駆動装置	×	○
第38条 原子炉制御室等	○	○	第38条 原子炉制御室等	○	○
第39条 廃棄物処理設備等	×	○	第39条 廃棄物処理設備等	×	○
第40条 廃棄物貯蔵設備等	×	○	第40条 廃棄物貯蔵設備等	×	○
第41条 放射性物質による汚染の防止	×	○	第41条 放射性物質による汚染の防止	×	○
第42条 生体遮蔽等	×	○	第42条 生体遮蔽等	×	○
第43条 換気設備	×	○	第43条 換気設備	×	○
第44条 原子炉格納施設	×	○	第44条 原子炉格納施設	×	○
第45条 保安電源設備	×	○	第45条 保安電源設備	×	○
第46条 緊急時対策用	○	○	第46条 緊急時対策用	○	○
第47条 警報装置等	×	○	第47条 警報装置等	×	○
第48条 準用	×	○	第48条 準用	×	○

今回の設計及び工事計画変更認可申請書の対象設備について、各条文中の適合性を確認する。



設置許可における約束手続も設計及び工事計画における約束手続として扱っていることを要する事項として「発電用原子炉の設置の許可上の適合性」に関する説明書にて説明する。

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

今日の設計及び工事計画変更認可申請の内容に関する「中央制御室の機能に関する説明書」を添付<sup>※2</sup>

緊急時対策用の設置場所在格納容器内及び格納容器内に格納する説明書

※2: その他の添付書類については、令和3年12月23日付け原規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はないため、今回の設計及び工事計画変更認可申請書には添付しない。

# 技術基準規則と設計及び工事計画変更認可申請書<sup>\*1</sup>の添付書類との紐付き表 (S A)

※1: 令和4年6月30日付け東北電原技第2号

技術基準規則の要項本文	申請対象設備	備考(注)欄の要旨	技術基準規則の要項本文	申請対象設備	備考(注)欄の要旨	技術基準規則について適合性を裏付ける添付書類 (S A)
第49条 重大事故等対処施設の設置	×	×	第49条 重大事故等対処施設の設置	—		
第50条 地震による損傷の防止	×	×	第50条 地震による損傷の防止	—		
第51条 津波による損傷の防止	×	×	第51条 津波による損傷の防止	—		
第52条 火災による損傷の防止	×	×	第52条 火災による損傷の防止	—		
第53条 特定重大事故等対処施設	×	×	第53条 特定重大事故等対処施設	—		
第54条 重大事故等対処設備	×	×	第54条 重大事故等対処設備	—		
第55条 材料及び構造	×	×	第55条 材料及び構造	—		
第56条 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	第56条 使用中の亀裂等による破壊の防止	—		
第57条 安全弁等	×	×	第57条 安全弁等	—		
第58条 耐圧試験等	×	×	第58条 耐圧試験等	—		
緊急停止施設に発電用原子炉を備置するための設備	×	×	第59条 緊急停止施設に発電用原子炉を備置するための設備	—		
原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	×	第60条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	—		
原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×	×	第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	—		
原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	○	○	第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	—	設備別記載事項のうち、冷却等の設定機能に関する説明書	今回の設計及び工事計画変更認可申請書の内容に関する「設備別記載事項の設定機能に関する説明書」及び「機器の配置を明示した図面」を添付 <sup>※2</sup>
燃料ヒートシンク熱を輸送するための設備	○	○	第63条 燃料ヒートシンク熱を輸送するための設備	—	設備別記載事項のうち、冷却等の設定機能に関する説明書	今回の設計及び工事計画変更認可申請書の内容に関する「設備別記載事項の設定機能に関する説明書」及び「機器の配置を明示した図面」を添付 <sup>※2</sup>
原子炉燃料容器内の冷却のための設備	○	○	第64条 原子炉燃料容器内の冷却のための設備	—	設備別記載事項のうち、冷却等の設定機能に関する説明書	今回の設計及び工事計画変更認可申請書の内容に関する「設備別記載事項の設定機能に関する説明書」及び「機器の配置を明示した図面」を添付 <sup>※2</sup>
原子炉燃料容器の過圧保護を防止するための設備	○	○	第65条 原子炉燃料容器の過圧保護を防止するための設備	—	設備別記載事項のうち、冷却等の設定機能に関する説明書	今回の設計及び工事計画変更認可申請書の内容に関する「設備別記載事項の設定機能に関する説明書」及び「機器の配置を明示した図面」を添付 <sup>※2</sup>
原子炉燃料容器下部の冷却中心を冷却するための設備	○	○	第66条 原子炉燃料容器下部の冷却中心を冷却するための設備	—	設備別記載事項のうち、冷却等の設定機能に関する説明書	今回の設計及び工事計画変更認可申請書の内容に関する「設備別記載事項の設定機能に関する説明書」及び「機器の配置を明示した図面」を添付 <sup>※2</sup>
水素爆発による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備	○	○	第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備	—	設備別記載事項のうち、冷却等の設定機能に関する説明書	今回の設計及び工事計画変更認可申請書の内容に関する「設備別記載事項の設定機能に関する説明書」及び「機器の配置を明示した図面」を添付 <sup>※2</sup>
水素爆発による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備	×	×	第68条 水素爆発による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備	—		
使用済燃料貯蔵庫の冷却等のための設備	○	○	第69条 使用済燃料貯蔵庫の冷却等のための設備	—	設備別記載事項のうち、冷却等の設定機能に関する説明書	今回の設計及び工事計画変更認可申請書の内容に関する「設備別記載事項の設定機能に関する説明書」及び「機器の配置を明示した図面」を添付 <sup>※2</sup>
工場等への放射線物質の拡散を抑制するための設備	○	○	第70条 工場等への放射線物質の拡散を抑制するための設備	—	設備別記載事項のうち、冷却等の設定機能に関する説明書	今回の設計及び工事計画変更認可申請書の内容に関する「設備別記載事項の設定機能に関する説明書」及び「機器の配置を明示した図面」を添付 <sup>※2</sup>
重大事故等の発生に必要となる水の供給設備	○	○	第71条 重大事故等の発生に必要となる水の供給設備	—	設備別記載事項のうち、冷却等の設定機能に関する説明書	今回の設計及び工事計画変更認可申請書の内容に関する「設備別記載事項の設定機能に関する説明書」及び「機器の配置を明示した図面」を添付 <sup>※2</sup>
電源設備	×	×	第72条 電源設備	—		
計装設備	×	×	第73条 計装設備	—		
運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×	×	第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	—		
監視測定設備	×	×	第75条 監視測定設備	—		
緊急時対策用	×	×	第76条 緊急時対策用	—		
通信連絡を行うために必要な設備	×	×	第77条 通信連絡を行うために必要な設備	—		
常用	×	×	第78条 常用	—		

今回の設計及び工事計画変更認可申請書の内容に関する「設備別記載事項の設定機能に関する説明書」及び「機器の配置を明示した図面」を添付<sup>※2</sup>

設計及び工事に係る品質マネジメントに関する説明書

※2: その他の添付書類については、令和3年12月23日付け原規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はないため、今回の設計及び工事計画変更認可申請書には添付しない。